

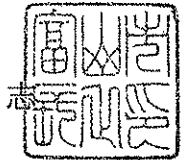
富山市告示第 378 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年12月 7 日

富山市長 森 雅



従前の大字の区域を変更し、大字「総曲輪三丁目」に編入する区域		
大字名	字名	地番
西町		1の1から12まで、11の1
一番町		2の1から13まで、2の15から20まで、7の3